

制度参加変更手続の見直し等に伴う社債等に関する業務規程等の一部改正について

1. 改正の趣旨

今般、当機構が運営する株式等振替制度、短期社債振替制度、一般債振替制度、投資信託振替制度、外国株券等保管振替決済制度及び決済照合システムへの参加手続及び届出内容の変更手続（以下「制度参加変更手続」という。）について、制度間での取扱いの相違及び手続の重複等から生じる制度参加者の事務負担の軽減を図る観点から見直しを行い、届出様式の一部共通化や書類提出方法の原則電磁化等を行うこととした。

本見直しに伴い、社債等に関する業務規程（以下「規程」という。）、社債等に関する業務規程施行規則（以下「規則」という。）、社債等振替制度に係る手数料に関する規則（以下「手数料規則」という。）及び社債等振替制度に係るシステムの利用に関する規則（以下「システム利用規則」という。）について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 書類等の提出方法の電磁化に係る規程及び規則の一部改正について

当機構への制度参加変更手続の書類又は業務上の書類等の提出方法を、原則として Target 保振サイト*による方法とすることで電磁化することとし、本電磁化に係る規定を整備する。

（規程第 3 条、第 6 条、第 12 条、第 27 条、第 58 条の 58、第 58 条の 61、第 58 条の 66、第 68 条の 2、第 70 条、第 70 条の 2 等）

（規則第 2 条、第 3 条、第 4 条から第 5 条まで、第 8 条、第 27 条の 60、第 27 条の 64、第 28 条、第 31 条、附則第 2 条等）

（システム利用規則第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 7 条及び第 12 条）

(2) 届出印及び代表者代理人の取り扱いの見直しに係る規則の一部改正について

書類等の提出方法の電磁化に伴い、代表者及び代表者代理人の届出印並びに代表者代理人について原則として廃止することとし、本廃止に係る規定を整備する。

（規則第 4 条から第 5 条まで及び第 8 条）

(3) その他

- a 振替口座簿記録事項証明書等の請求方法について、書面によるものから Target 保振サイトによるものに変更することに伴い、同証明書等の交付方法を郵送とする場合の郵送代を切手による受領から手数料に含めて請求することと

* 株式会社東京証券取引所が運用する Target システムのうち、当機構の制度参加者が電磁的方法によりアクセスすることによって通知の受領、通知の発出その他当機構が提供する機能を利用するためのサイトをいう。

し、手数料規則について本手数料に係る規定を整備する。
(手数料規則別表)

b その他、規程及び規則について所要の規定の整備を行う。
(規程第 44 条、第 58 条の 9、第 58 条の 16、第 70 条の 3 等)

3. 施行日

平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

以 上